

同時発表：一般財団法人日本海事協会

令和6年12月4日
物流・自動車局
企画・電動化・自動運転参事官室
貨物流通事業課
旅客課

「自動車運送業分野」特定技能1号評価試験を開始します

令和6年3月に特定技能制度の対象分野へ追加された「自動車運送業分野」について、特定技能1号評価試験を開始しますので、お知らせいたします。

1. 概要

自動車運送業（トラック・バス・タクシー）におけるドライバー不足解消に向けて、令和6年3月に特定技能制度の対象分野へ追加された「自動車運送業分野」において、在留資格「特定技能」の取得に必要となる特定技能1号評価試験について、今般、試験の実施主体である一般財団法人日本海事協会にて申請受付を開始いたしました。

2. 試験形式

- 出張方式：申請者（法人）が希望する会場でペーパーテストを実施。
- CBT方式：テストセンターにてコンピュータを使用して実施。

現在、CBT方式による試験はCBT配信会社にて配信準備を進めているため、先行して出張方式（ペーパーテスト）での試験を開始します。なお、出張方式による試験は、早ければ12月16日以降目途で開始の予定です。

3. その他（試験の詳細等について）

以下、一般財団法人日本海事協会のHPをご確認ください。

<https://www.classnk.or.jp/hp/ja/authentication/evaluation/motortransport.html>

【お問い合わせ先】

物流・自動車局 企画・電動化・自動運転参事官室 笠井、今畑
代表 03-5253-8111 （内線 41-157） 直通 03-5253-8563